

## 第 2 回子どもデータ連携ガイドライン検討会

### 議事概要

- 日時 令和 5 年 6 月 28 日（水）13:00～14:00
- 場所 オンライン開催
- 出席者（50 音順、敬称略）
  - 主査：新保幸男
  - 委員：西内啓、能島裕介、野戸史樹、山野則子、李炯植
- 議題
  1. 主査のご挨拶
  2. 「基本連携データ項目」についての議論
  3. 調査の進め方のご報告
  4. 本会議における方針について
- 議事概要
  1. 主査のご挨拶  
新保幸男様から主査就任のご挨拶が行われた。
  2. 「基本連携データ項目」についての議論  
「基本連携データ項目」についてのコメントに加え、「基本連携データ項目」には該当しないが、今後有望である、または、検討の余地のあるデータ項目について自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。
    - ・ 学校健診データである健康診断に関するデータ項目も「基本連携データ項目」として取り扱うべきである。様々な研究の中で、健診にて異常があるが、再検査の結果が報告されていない子どもはより注意して扱う必要があることが分かっているため、他の困難とも紐づくデータ項目であると考えている。
    - ・ 内閣府の調査で忘れ物の情報がヤングケアラーと関連していることがわかっている。今後、先進的にヤングケアラー発見に取り組んでいく地方公共団体には、学校で取得できる忘れ物等のデータを活用していただきたい。また、授業中の集中力とヤングケアラーも関連しているため、今後必要なデータであると考えている。
    - ・ 「子ども自身から心身の不調や希死念慮を聴取」は重要なデータ項目だと思う。しかし、市全体で統一されたアンケートを実施できていないことも多く、統一されたデータベースが

存在しない場合もあることから、「こども自身から心身の不調や希死念慮を聴取」を基本連携データ項目とした場合、データを取得するのは難しいと考える。

- ・ 「基本連携データ項目」は結果変数のことを指していると理解している。分析する際、説明変数として、リスクになり得るデータ項目をどの程度取り扱っているのか懸念している。共有・取得されたくないデータ項目の取得方法や、扱い方について事前に議論するべきである。
- ・ 貧困の場合、生活保護の状況を把握することで、家庭の所得額を把握しているとも考えられる。学力テストのうち、特定の学年では所得のデータを取得しているため、今後文部科学省のデータを活用できれば望ましい。把握が困難な困難の種類については説明変数を検討していくべきである。
- ・ データ自体は存在するが、こども家庭庁が基礎データ項目として扱う範囲について検討していただきたい。
- ・ ある市では、経済困窮の世帯に支援を行う際、就学援助、医療費助成、生活保護等の情報を連携し支援につなげている。就学援助、医療費助成の項目は「基本連携データ項目」に含めてもよいと考えるが、就学援助は地方公共団体によって対応が異なるため、運用に懸念がある。しかし、既に地方公共団体が就学援助や医療費助成のデータを管理しているためデータ連携できると考える。「基本連携データ項目」の数については、検討する必要がある。
- ・ 連携の難易度を考慮し、一律にリスクが高い項目を「基本連携データ項目」とすべきである。

3. (4) データ項目の支援現場への共有方法について/ (5) データ連携により把握した子供を支援機関につなぐ方法における調査の進め方について

調査の進め方について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ データが散在しているという観点でいうと、どのような体制でデータ連携に取り組むべきかを整理することが困難な印象を受ける。
- ・ 困難の種類ごとに、担当する部署が縦割の場合が多く、連携が困難であると考え。連携した情報のみならず、課題や必要な支援を明確にしない限り、支援につなげることは困難であると考え。そのため部局間で情報連携方法や、支援の方法を明らかにすることが重要である。

4. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting) をご覧ください。

### 免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。